

平成 24 年 2 月 6 日

株 主 各 位

神奈川県藤沢市菖蒲沢 70 番地 4

相模ハム株式会社

代表取締役社長 松本 信

招集通知記載事項の一部訂正について

平成 24 年 2 月 3 日付でご送付申し上げました当社「臨時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がありましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正箇所】

臨時株主総会招集ご通知 書面 9 ページ

6. 計算書類等に関する事項

- (2) エア・ウォーターについての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(訂正前)

エア・ウォーターおよび一部の連結子会社は、平成 23 年 5 月 13 日に開催したエア・ウォーターの取締役会において、エア・ウォーターおよび連結子会社保有株式の一部を退職給付信託に拠出し信託設定することを決議し、平成 23 年 5 月 31 日に信託設定いたしました。

これにより、平成 24 年 3 月期において、退職給付信託設定益 2,742 百万円を特別利益に計上する予定であります。

(訂正後)

①エア・ウォーターおよび一部の連結子会社は、平成 23 年 5 月 13 日に開催したエア・ウォーターの取締役会において、エア・ウォーターおよび連結子会社保有株式の一部を退職給付信託に拠出し信託設定することを決議し、平成 23 年 5 月 31 日に信託設定いたしました。

これにより、平成 24 年 3 月期において、退職給付信託設定益 2,742 百万円を特別利益に計上する予定であります。

②エア・ウォーターは、エアセパレートガス（液化酸素、液化窒素、液化アルゴン）の販売に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成23年5月26日付をもって、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令（課徴金額36億3,911万円）を受けました。なお、エア・ウォーターは、本命令のうち、課徴金納付命令に関しては、平成23年7月25日付をもって、公正取引委員会に対して審判請求を行い、現在、審理中であります。

（注）平成23年4月7日付をもって、独占禁止法の規定に基づく事前通知（課徴金納付命令書（案））を受領したことに伴い、当該課徴金額を最終事業年度である平成23年3月期の特別損失として引当計上しています。

以 上